

国民健康保険の脱退手続きを忘れずに

10月1日から社会保険の適用が拡大されました。国民健康保険に加入していた方で、職場の健康保険に加入した方は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。次のいずれかの方法で手続きしてください。

市役所1階国保年金課で手続き (3つの必要書類を持参)

- 神奈川県国民健康保険証
- 職場の健康保険証
- 本人確認書類 (顔写真付きの身分証明書など)

郵送 (2つの必要書類を送付)

- 神奈川県国民健康保険証
- 職場の健康保険証のコピーまたは加入した証明書

郵送先 〒252-8566座間市役所国保年金課宛

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX046(252)7043

「聞こえ」についての講演会

「聞き返しが多くなった気がする」「電話の音が聞きづらい」「補聴器をしているのに聞こえにくい」「相談場所が分からない」など、「聞こえ」について悩みをお持ちの方やその家族を対象とした講演会を開催します (手話通訳、要約筆記 (パソコン・手書き) あり)。

日時 11月27日(日)13:00から (12:30受付開始)

※個別相談を講演会終了から17:00まで行います。

場所 サニープレイス座間3階多目的室

講師 認定補聴器技能者、当事者など

対象 市内在住者

定員 60人 (申込順)

申込 11月21日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 FAX046(252)7043

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付した方へ、11月上旬までに日本年金機構が「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」 (以下、証明書) を送付します (10月1日~12月31日に今年初めて納付した方は令和5年2月上旬)。

国民年金保険料は、所得税法・地方税法上、社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには、証明書の添付が必要となるので、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

なお、家族 (配偶者や子など) の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加えて、その保険料についても控除が受けられます。

問合せ ▼ねんきん加入者ダイヤル☎0570(003)004 (月曜~金曜日8:30~19:00、第2土曜日9:30~16:00。050から始まる電話番号からは☎03(6630)2525)

※祝・休日 (第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は利用できません。

▼厚木年金事務所☎046(223)7171

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 FAX046(252)7043

小児医療費助成の所得制限を撤廃

令和5年4月1日診療分から、小児医療費助成の所得制限を撤廃します。小児医療費の助成を受けるには、小児医療証の交付申請が必要です。制度改正で、新たに対象となる子どもがいる世帯には、交付申請書を送付します。

すでに申請済みで、所得制限により助成を受けていない世帯は、改めて申請する必要はありません。令和5年3月下旬に4月1日(出)から有効の小児医療証を送付します。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 医療課 ☎046(252)7213 FAX046(252)7043

ふるさと納税返礼品事業の開始

市内産業の振興や、市外の方へ市の魅力を発信するため、ふるさと納税に対する返礼品事業を10月1日から開始し、ふるさと納税の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」および「楽天ふるさと納税」で、寄付の受け付けを行っています。

主な返礼品として、市特産品の大和芋やひまわり焼酎など、市内の約50の事業者から、約130品目を提供していただいています。

なお、総務省の告示により、市内在住者からの寄付に対しては、返礼品の送付は行えませんので、ご注意ください。

担当 企画政策課 ☎046(252)8287 FAX046(255)3550



——・11月に納めていただくのは・——

▼固定資産税・都市計画税 (第4期) ▼国民健康保険税 (第6期) ▼介護保険料 (第6期) ▼後期高齢者医療保険料 (第5期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく (感染症拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Pay、PayPayをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日8:30~12:00に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 FAX046(255)3550へ (国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383 FAX046(252)7043へ)。

11月の相談日

(祝・休日を除く)
※相談はいつでも無料です。

- ①消費生活 (訪問販売・多重債務など)
日時 毎週月曜~金曜日9:30~12:00、13:00~16:00
場所 市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490 (電話相談も可)
- ②弁護士
日時 8日・15日・22日 (毎月第2・第3・第4火曜日) 18:00~20:30
9日・16日・30日 (原則毎月第2・第3・第4水曜日) 13:30~16:30
- ③行政書士 (遺言書等作成)
日時 10日 (毎月第2木曜日) 13:30~16:30
- ④分譲マンション (近隣・管理組合)
日時 11日 (毎月第2金曜日) 13:30~16:30 (10日まで受け付け)
- ⑤交通事故
日時 15日 (毎月第3火曜日) 13:30~16:00
- ⑥行政 (国に対する要望)
日時 17日 (毎月第3木曜日) 9:30~11:30
- ⑦司法書士 (登記・少額訴訟)
日時 18日 (4・6・12月を除く第3金曜日) 13:30~16:30
- ⑧不動産 (取引・契約)
日時 24日 (毎月第4木曜日) 13:30~16:30
- ⑨税理士
日時 25日 (1・2月を除く第4金曜日) 13:30~16:30
- ⑩市民一般
日時 毎週月曜~金曜日8:30~12:00、13:00~17:15

- ⑪~⑬予約制 (電話可) 場所 市役所1階広聴人権課内相談室
※1日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ (25分以内)、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
担当 ⑪~⑬広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
- ⑭人権擁護委員 (差別問題など)、⑮女性 (DVなど)
日時 ⑭8日 (毎月第2火曜日) 13:30~16:00 (電話相談のみ、事前予約制) ☎046(252)8087 FAX046(252)0220
⑮毎週月曜~金曜日9:00~12:00、13:00~17:15
場所 ⑮市役所1階広聴人権課
担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220
- ⑯駐留軍離職者
日時 17日 (毎月第3木曜日) 10:00~15:00
場所 ふれあい会館2階会議室
担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
- ⑰認知症
日時 毎週月曜日9:00~12:00、13:00~17:00 (電話のみ)
担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238
- ⑱社会福祉士・⑲弁護士 (成年後見制度)
日時 ⑱16日⑳30日13:30~15:30 (予約制 (電話可))。⑲は9日まで⑳は24日まで受け付け ※予約は座間市成年後見利用促進センター☎046(259)7451 FAX046(266)2017へ。
場所 サニープレイス座間2階会議室
担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX046(255)3550
- ㉑障がい者就労支援
日時 毎週月曜・火曜・木曜日10:00~12:00、13:00~15:00 (予約制 (電話可)) ぼむ出張相談 毎月第3木曜日9:00、10:30 (各1人で予約制 (電話可))
場所 市役所1階障がい福祉課
担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043

- ㉒自立サポート
日時 毎週月曜~金曜日9:00~16:00
場所 市役所1階生活支援課
担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
- ㉓児童 (子育て)
日時 毎週月曜~金曜日8:30~17:15 (電話可)
場所 市役所2階子ども政策課
担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
- ㉔ひとり親家庭
日時 毎週月曜~金曜日10:15~11:30、13:00~16:45 (予約制 (電話可))
場所 市役所2階子ども育成課
担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
- ㉕青少年 (一般)、㉖青少年 (臨床心理士)
日時 ㉕毎週月曜~金曜日9:00~16:00
㉖毎週木曜・金曜日9:30~16:30
場所 青少年センター1階青少年相談室
担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
- ㉗教育、㉘子どもいじめホットライン
日時 ㉗毎週月曜~金曜日10:00~16:00
㉘毎週月曜~金曜日8:30~17:00 (電話のみ)
場所 市役所5階教育研究所
担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
- ㉙就学 (障がい児対象)
日時 毎週月曜~金曜日9:00~12:00、13:00~16:00 (予約制 (電話可))
場所 市役所5階教育指導課
担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311